

京都企業戦略の共同研究推進事業

平成 2 2 年度

公 募 要 領

財団法人京都産業 2 1

目 次

I. 事業の概要	1
(1)目的 (2)応募資格 (3)公募する対象分野及び事業対象範囲 (4)資金支援の規模・期間 (5)支援対象経費 (6)研究開発等期間・採択予定件数 (7)事業の仕組み	
II. 応募資格	5
(1)グループの資格要件 (2)提案者 (3)研究開発提案内容及び研究開発実施体制に関する資格要件	
III. 応募手続	8
(1)応募 (2)応募受付期間 (3)提出・問い合わせ先 (4)公募説明会の開催 (5)インターネットの利用	
IV. 審査	10
(1)審査方法 (2)審査基準 (3)ヒアリングの実施及び質問 (4)審査結果の通知	
V. 採択	12
(1)採択通知 (2)資金支援の方法 (3)資金支援の内容 (4)支払い (5)その他	
VI. 成果	13
(1)実績報告書 (2)成果の帰属 (3)成果の事業化	
VII. 中間評価・最終評価・フォローアップ評価	14
(1)中間評価 (2)最終評価 (3)フォローアップ評価(追跡評価)	
■ F A Q	15
■ 提案書様式	16
■ 参考資料	33

京都企業戦略的共同研究推進事業公募要領

I. 事業の概要

(1) 目的

本事業は京都府の補助を受けて創設したもので、市場ニーズの多様化、製品ライフサイクルの短縮化、技術の高度複雑化等に対応するため、各社の強みを結集してイノベーション創出を狙う中小・中堅企業を核とした共同研究グループ（以下「グループ」という。）に対して、研究開発・事業化経費を定額補助金等により支援し、製品開発の加速化・早期事業化の達成を促進するとともに、共同研究開発を通じた京都企業のものづくり技術の向上や、京都経済の次代を担う新産業・新事業の創出により、地域経済の活性化を図ることを目的としています。

(2) 応募資格

本事業には、環境、ウェルネス等の成長分野において、各社の強みを結集することでイノベーションの創出、早期製品化を狙う中小・中堅企業を核としたグループが応募できます。（府内中小企業の参画は必須。なお、補助金は、一定の条件のもとで、府内中小企業以外にも交付します。）

詳細は「II. 応募資格」の項（5～8ページ）を参照してください。

(3) 公募する対象分野及び事業対象範囲

1) 対象分野

今回公募する対象分野は、京都が強みを有し、高い成長が期待できる産業分野である

①環境・エネルギー関連技術分野 ②ライフサイエンス・ウェルネス関連技術分野
③ICT関連技術分野 ④試作関連技術分野 ⑤コンテンツ関連技術分野、において具体的な製品化を目指した研究開発について支援します。

したがって、本研究開発を開始するための十分な基礎研究、調査等の蓄積があることが必要となります。技術シーズ・知見の研究を本事業の主体とすることはできません。また、事業化のための生産技術等であって、研究開発要素のあるものは含まれますが、研究開発要素の薄い量産設備等の整備事業は含まれません。

<各分野の想定する技術内容は、33ページの参考資料参照>

※ 同一研究テーマで各分野への併願は出来ませんのでご注意ください。

2) 事業の対象範囲

①環境・エネルギー関連技術分野 ②ライフサイエンス・ウェルネス関連技術分野
③ICT関連技術分野

上記分野に関連した具体的な製品、サービス等の技術開発を対象としています。

④試作関連技術分野

製品開発を前提とし、新規技術の導入に取り組む試作品開発を対象としています。また、既に基本的な機能を確認した1次試作品等が完成した後の、最終的な製品化に

向けた生産技術開発でも対象とします。

なお、新規技術の導入とは以下に例示する内容を含みます。

(例)

- ・コストを低減
- ・現在保有する技術の性能向上
- ・新たな機能の付加
- ・軽量化
- ・少量多品種の試作品開発を効率的に開発するための基盤技術の向上を目指すもの

⑤コンテンツ関連技術分野

コンテンツの制作、流通・管理等に必要とされる技術開発を対象としています。なお、コンテンツ自体の制作費用は事業の対象範囲外としますが、従来のコンテンツ制作に利用されていなかった技術を利用した先導的コンテンツのプロトタイプ制作等は対象範囲に含まれます。(技術開発の過程で、評価や検証作業等に必要な場合)

※ 分野の選択に当たっては、10ページから記載の各分野における審査基準(求める成果等)や33ページの参考資料を参照の上、決定願います。

(4)資金支援の規模・期間

区分	分野	補助率	期間	資金支援総額
A コース	<ul style="list-style-type: none"> ・環境・エネルギー関連技術分野 ・ライフサイエンス・ウェルネス関連技術分野 ・ICT関連技術分野 ・コンテンツ関連技術分野、 <p>の4分野</p>	定額補助金	2年間	1グループ当たり、3千万円～1.5億円以内(23年3月末までの上限は1億円)
B コース	上記4分野に試作関連技術分野を含めた5分野		1年間	1グループ当たり1千万円～5千万円以内

※期間は補助金交付決定の日から、2年間(24ヶ月間)、1年間(12ヶ月間)となります。(詳細は、次ページ(6)研究開発等期間・採択予定件数参照)

※提案に当たっては、研究開発費について可能な限り精査した額を計上してください。必要額を超えた積算をしている場合は、審査上マイナスとなることがあります。

(5)支援対象経費

支援対象経費は以下の項目を基本とします。(研究開発に直接関係のない間接経費は対象外)

費目	説明
材料費・消耗品費	研究開発の実施に直接要する資材、部品、消耗品等の購入に要した経費〔例：鋼材、機械部品、電気部品、化学薬品、試験用部品等〕
設備費	研究開発遂行に必要な機械装置・設備、その他備品の製作、購入、改造に要する経費。また、機械装置等と一体となるソフトウェアも含まれます。なお、研究開発に必要最低水準の機械装置等が対象となり

	<p>ます（研究開発計画に比して過大な水準の機械装置等の購入は認められません）。</p> <p>汎用品の購入を制限するものではありませんが、リースが困難な正当な理由があり、当該研究開発に必要な不可欠な機器についてのみ対象となります。</p>
直接人件費	<p>本研究開発に直接関与する者（研究補助員、臨時雇用者を除く）の時間単価は、最大2,000円を限度として、基本給と諸手当の合計を年間所定労働時間で除した金額と比較して低い方とします。ただし、所定外労働時間は含みません。</p>
外注費	<p>図面等を示した上、自社内で不可能な加工の発注をする場合等、実現手段のみを外部に依頼する場合に要する経費（装置の部品加工、ソフトウェア外注等）</p>
その他直接経費	<p>産業財産権の導入・出願に要する経費、試験費、機器使用料、リース費・レンタル費、ソフトウェア購入費、技術指導受入れに要する費用、研究開発成果の完成度を高めるために行う試作品の展示会への出展費用、上記に掲げるもののほか特に必要と認める経費</p> <p>※ その他経費は事業化に必要な経費で、数量が個別具体的に把握可能なものとし、間接経費に相当するものは対象外となります。</p>

注)・補助金交付決定後に、発注、契約したものが支援対象となり、それ以前のもの対象になりません。

・グループを構成する各企業においては、グループ内の他の企業への設備・消耗品等の発注や外注を行うことは、原則として認められません。

(6) 研究開発等期間・採択予定件数

- 環境・エネルギー関連技術分野、ライフサイエンス・ウェルネス関連技術分野、ICT関連技術分野、コンテンツ関連技術分野 : 2年(24ヶ月間)

(例: 22年度の補助金交付決定を22年11月とした場合)

- ① 22年度: 平成22年11月～平成23年3月末日まで
 - ② 23年度: 平成23年交付決定日～平成24年3月末日まで
 - ③ 24年度: 平成24年交付決定日～平成24年10月末日まで
- ※①+②+③=24ヶ月間

4件程度採択予定

- 試作関連技術分野を含めた全5分野 : 1年(12ヶ月間)

(例: 22年度の補助金交付決定を22年11月とした場合)

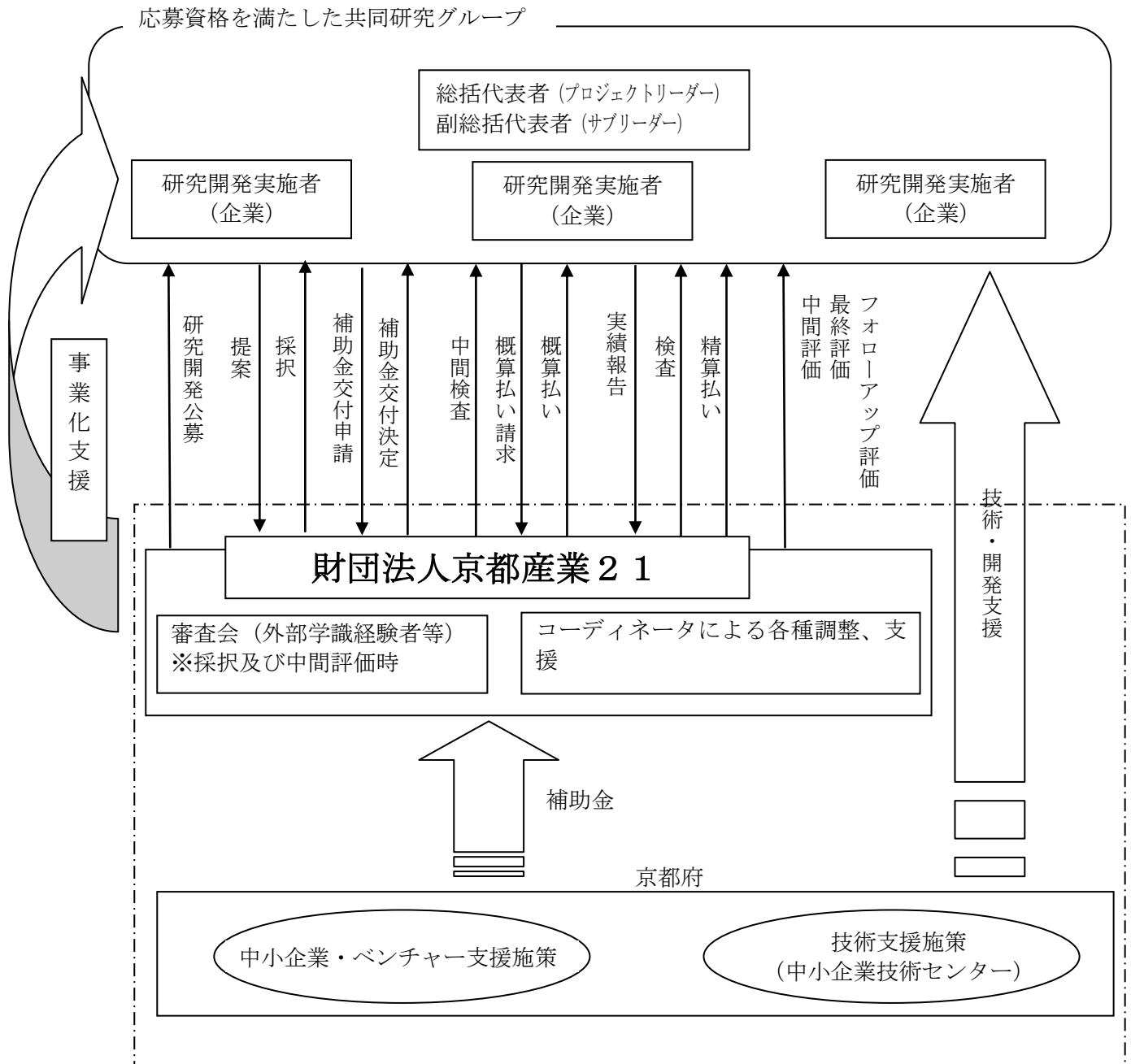
- ① 22年度: 平成22年11月～平成23年3月末日まで
 - ② 23年度: 平成23年交付決定日～平成23年10月末日まで
- ※①+②=12ヶ月間

1件程度採択予定

上記のいずれも、次年度の資金支援に関しては、各年度の2月頃に実施される研究開発の進捗状況の評価により、継続することが望ましいと判断されるものに限られます。

(7) 事業の仕組み

事業提案を募集、審査を経て、採択します。採択された提案に対しては必要な資金を支援するとともに、財団法人京都産業21（以下「産業21」という。）の担当コーディネータが各種調整等について最大限の支援をします。



II. 応募資格

研究開発への応募は、以下の要件を満たしたグループのみが行えます。

(1) グループの資格要件

京都府内に本社を置く中小企業に加えて、さらに1社以上の参画を必須条件とします。また、中小企業又は中堅企業のいずれかがグループの代表企業であることが必要です。なお、グループ構成員は以下のとおりです。

①京都府内中小企業<必須>

- a) 京都府内に本社を置く中小企業の参画を必須とします。
- b) 参画する中小企業の役割は、研究開発に必要な不可欠な研究開発分野を担うなど、主体的な関わりをもって本研究開発を推進するとともに、その成果・効用を自社又はグループを構成する他の企業が利活用できることが必要です。

②グループを構成する企業及び補助金交付要件

応募資格としては、本社の所在地や中小企業、中堅企業、大企業の区分は問いません。ただし、府内に本社又は研究所、工場等、提案内容の研究開発を遂行する拠点がある場合のみ補助金の交付対象企業となります。

○中小企業の範囲（本制度独自に以下の定義とします。）

資本金基準又は従業員基準のいずれかを満足する企業。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準	従業員基準
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数 (注1)
製造業その他（下記以外）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

(注1)常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含まない。

(注2)以下の項目に該当する場合は、それぞれ本制度独自に定める中堅企業又は大企業とみなし、除く。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の中堅企業又は大企業の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の中堅企業又は大企業の所有に属している法人

ただし、以下に該当する者については、中堅企業又は大企業として取り扱わないものとします。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関（産業21等）と基本約定書を締結した者（特定VC）
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

○中堅企業の範囲（本制度独自に以下の定義とします。）

上記の中小企業以外の企業のうち、直近の決算又は過去3年の決算の平均において売上高が400億円以下の企業。なお、上記（注2）に記載する内容について、「中堅企業又は大企業」を「大企業」に読み替え、準用する。

○大企業の範囲（本制度独自に以下の定義とします。）

上記の中堅企業の基準を超える企業。

＜応募可否と補助金交付可否＞

区分	府内での研究拠点有無	代表企業としての資格有無	応募に当たっての構成員資格	補助金交付
府内中小企業 (参画必須)	府内に研究所、工場等の拠点有	○	○	○
	府内に本社のみ（拠点無し）	○	○	○
府外中小企業	府内に研究所、工場等の拠点有	×	○	○
	府内に研究所、工場等の拠点無	×	○	×
府内中堅企業	府内に研究所、工場等の拠点有	○	○	○
	府内に本社のみ（拠点無し）	○	○	○
府外中堅企業	府内に研究所、工場等の拠点有	×	○	○
	府内に研究所、工場等の拠点無	×	○	×
府内大企業	府内に研究所、工場等の拠点有	×	○	○
	府内に本社のみ（拠点無し）	×	○	○
府外大企業	府内に研究所、工場等の拠点有	×	○	○
	府内に研究所、工場等の拠点無	×	○	×

注）法人格のない個人事業者についても中小企業の参画とみなしますが、代表企業としての資格は不可となります。

＜応募可能な例：先頭は代表企業、（ ）の中は補助金交付可否＞

A：府内中小（○）＋府外中小（府内拠点有：○）＋府外大（府内拠点無：×）

B：府内中堅（○）＋府外大（府内拠点有：○）＋府内中小（○）

C：府内中小（○）＋府外大（府内拠点無：×）

D：府内中堅（○）＋府外中堅（府内拠点有：○）＋府内中小（○）＋府内中小（○）

E：府内中小（○）＋府内中小（○）

＜応募に関するその他留意事項＞

※ 協同組合を一つのグループとして応募はできません。

※ 大学等研究機関については、グループの構成団体として扱いません。ただし、グループを構成する各企業が、補助金を原資として受託研究契約や共同研究契約を個

別に大学等研究機関と締結することを妨げるものではありません。

- ※ 代表企業（京都府内に本社を置く中小企業又は中堅企業）について、府外への本社移転や今後移転の検討を開始することが明確な場合は、地域経済活性化という政策上の趣旨から代表企業としては認められません。また、府外企業についても、府内の研究所、工場等の拠点について、府外への移転等が明確な場合は、補助金交付の対象となりません。
- ※ 国や他の自治体等による競争的研究資金において、不正経理や不正受給を行ったことがある企業や、法人税等の滞納がある企業は原則応募資格がありません。
- ※ 京都企業創造ファンド（地域ものづくり産業育成ファンド）において支援を受けている場合は、代表企業以外かつ補助金交付対象外企業としてのみ応募可能です。

③総括代表者、副総括代表者<必須>

グループには、総括代表者(以下「プロジェクトリーダー」という。)、副総括代表者(以下「サブリーダー」という。)を置くことが必要です。

プロジェクトリーダーは研究開発の計画、実施及び成果管理を総括する役割で、全体をマネジメントし、研究開発事業に係る全責任を有する者としてします。

プロジェクトリーダー若しくはサブリーダーのどちらか1名は、グループの代表企業（京都府内に本社を置く中小企業又は中堅企業）が担当してください。

(2)提案者

グループの代表企業（京都府内に本社を置く中小企業又は中堅企業）と、グループを構成するすべての企業（補助金交付要件に係わらず）の連名で提案してください。

なお、研究開発実施期間の途中でも、以下の要件等を満たさなくなった場合、グループとして、採択の取消しや支援の中止をすることがありますので留意してください。

- ① 代表企業はグループとしての研究開発全体に係る進行管理及びとりまとめを行い、グループを構成するその他の企業も、共同研究の円滑な遂行に向けて、各社とも相互に誠意を持って協力し、製品開発後に想定する適切な成果配分にも十分な調整・合意をすること。
- ② グループを構成する各企業が、研究開発に係る自社の役割についての進行管理、経理管理、財産管理等一切の責任を負うこと(研究開発実施期間終了後も含む)。また、研究開発実施中における不測事態への対応と処理を行い、研究開発を貫徹する能力を有すること。

(3)研究開発提案内容及び研究開発実施体制に関する資格要件

1)研究開発提案内容

- ① 他の公的機関等から重複して資金交付を受けていない研究開発であること。
- ② 他社の知的財産権を侵害しないことを確認済みであること。

2)研究開発実施体制

①プロジェクトリーダー及びサブリーダーの適性

プロジェクトリーダー及びサブリーダーは次の各号のいずれにも該当すること。

- a) 高い研究上の見識と管理能力を有し、研究計画の企画立案並びに実施及び成果管理のすべてについて総括を行う能力を有していること。
- b) 当該研究開発のために必要かつ十分な時間が確保できること。
- c) 事業化技術開発に高い知見を有すること。

②グループの財政的健全性及び管理能力・体制

当該研究開発を遂行できる財政的健全性を有していること。また、グループ構成員相互の関係を調整し、事務的管理及び研究開発成果を活かし事業化する能力を有しており、かつ、そのための体制が整備されていること。

③各企業の開発体制及び能力

当該研究開発に参加する各企業に研究開発を行うための体制が整備されており、開発能力があること。

④その他

グループ構成員相互が地理的に著しく離れている場合には、具体的な連携方法を明確にすること。

Ⅲ. 応募手続

(1) 応募

①提案書様式

a) 提案書様式は、本公募要領によるものを使用してください。また、提案書様式は以下のホームページからダウンロードが可能です。

<http://www.ki21.jp/josei/senryaku/h22/kobo.html>

b) 提案書の用紙の大きさは、A4判、片面印刷でお願いします。

c) 記入は内容の正確を期すため、マイクロソフトワードを使用し、判読し易く作成してください。

d) 提案書は日本語で作成してください。

e) 通しページは様式1を1ページとし、提案書下中央に打ってください。

※提出書類は審査、採択、管理等の本事業に必要となる一連の業務遂行のためにのみ利用し、提案者の秘密は保持します。なお、提案書等の返却はいたしません。（参考：産業21の個人情報保護指針は産業21のホームページで公開しています。）

②提出書類

a) 提案書 3部（【様式11】は添付資料に含めても可）

b) CD-R 1枚

・提案書の内容がすべて入力されたもの

・使用ソフトはマイクロソフトワード（2003形式で保存してください。）

③添付資料

提案案件については、以下の書類が必要となります。

a) 提案者の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（1部）

b) 提案者の直近の決算（営業）報告書（1期分）又はそれらに準じるもの、出資者及び出資額の一覧が記載されている書類（各3部）

c) 【様式10】に記載の、提案する研究課題に関して研究内容や事業化に最も関連のある主要な特許の出願書類の写し（最大3件）（各3部）

※出願準備中の特許や、該当するものがない場合については出願書類を添付する必要はありません。

d) グループを構成する各企業の概要がわかるパンフレット等 各3部

④注意事項

- a) 提出書類に不備がある場合、審査対象とならないことがありますので、ご注意ください。
- b) 他の公的機関との採択等の重複を確認するため、同一テーマ又は類似のテーマの申請を行っている場合若しくは過去に採択された場合は、提案書【様式4】⑦に必要事項を記入してください。

(2) 応募受付期間

平成22年8月2日(月)～9月6日(月) 午後5時必着 (郵送又は持参)

※ 郵送等の場合、配達等の都合で締切時刻までに届かない場合がありますので、締切の期限に余裕をもって送付されるようご注意ください。
なお、FAXによる提出は受け付けられません。

【様式11】及び添付資料については、グループを構成する各企業が個々に提出していただいても構いません。

【留意事項】

- ・ 1社でも提出が遅れた場合、受付期間内に提出がなかったものとして扱います。
- ・ 必ず、提案書の【様式1】写しを同封してください。

(3) 提出・問い合わせ先

本公募に係る提出書類は、郵送又は持参によりご提出ください。提出先及び本件に関する問い合わせ先は次のとおりです。なお、問い合わせは、原則FAXまたは電子メールでお願いします。

受付時間：午前9時～午後5時 月～金曜日

○財団法人京都産業21 連携推進部 企業連携グループ

〒600-8813

京都市下京区中堂寺南町134 (京都府産業支援センター内)

TEL：075-315-8677

FAX：075-314-4720

電子メール renkei@ki21.jp

(4) 公募説明会の開催

本制度の内容、応募に当たっての手続き等についての公募説明会を実施しますが、応募資格として出席を義務づけるものではありません。

(5) インターネットの利用

本応募要領は、以下のホームページにも掲載しておりますので、ご利用ください。

ホームページアドレス <http://www.ki21.jp/josei/senryaku/h22/kobo.html>

IV. 審査

(1) 審査方法

提案内容の審査は、外部有識者で構成される審査会で行います。

審査会は非公開で行われ、審査経過及び審査結果に関するお問い合わせには応じられません。

(2) 審査基準

(2) - 1 環境・エネルギー関連技術分野、ライフサイエンス・ウェルネス関連技術分野、ICT関連技術分野、コンテンツ関連技術分野に関する研究開発の審査基準について

審査会は、研究開発成果の事業化可能性及び早期実効性に最も重点を置いて審査します。その他、概ね以下の項目を基に総合的に審査します。

1) 新規産業創出の観点からの評価

① 研究開発に求める成果

研究開発成果が試作品製作段階に留まるものではなく、実際に事業化するところまで目指したものとなるような研究開発であること。

なお、「事業化」とは製品開発の完了、又は、製品開発の完了までの工程中に特に解決困難な技術的課題が想定されない状態、又は、市販まで至ったものを指します。(コンテンツ関連技術分野については、「製品開発の完了」を今回の研究開発の成果により、コンテンツ自体の制作、流通、管理等が実現可能な状態になること、として扱います。)

② 新規産業の創出効果

社会的インパクト、ブランド力向上、アピール効果が期待できること。

2) 事業化可能性及び早期実効性の評価

① 予想される市場規模及び市場占有率の妥当性

予想される市場において、今回開発する製品が競合製品に比べ価格的・性能的に優位性があり、かつ予想市場規模及び市場占有率が妥当であること。

② 製品化及び販売の明確化

研究開発事業の結果、製品化と販売が明確になっていること。

③ 事業化計画の妥当性

製品開発後の生産・販売・市場獲得等の事業化計画が具体的であり、かつ、その内容が想定する製品スペックと価格や、現在の市場動向等から見て妥当であること。

④ 参加企業の事業化能力

グループを構成する各企業の資金、人材、技術等の経営資源が役割分担に相応しく十分に備わっていること。

3) 研究開発内容の評価

① 研究開発の目的・目標の適格性

製品開発等の観点から、研究開発の目的・目標が当該事業分野での最近の技術水準や今後の技術トレンド等と比較して適切であること。

② 研究開発内容の優秀性

研究開発目標を達成するために、研究開発課題が明確に抽出されており、研究開発課題の解決方法やスケジュールなど、研究開発全体が適切であり、整合性が図られていること。

③ 研究開発体制及び研究者の研究開発能力の妥当性

グループを構成する各企業の協力関係や役割分担が明確であり、開発体制及び研究者の研究開発能力が研究開発を行う上で妥当であること。

④ 研究開発費の妥当性

研究開発費提案額が研究開発計画等に照らして妥当であり、代表企業をはじめグループを構成する各企業の役割分担や研究内容に応じて適切な経費が計上されていること。

⑤ 研究開発内容の新規性

研究開発内容に新規性があり、かつ本研究開発を開始するために十分な基礎研究、調査等の蓄積があること。

4) 地域経済への波及効果等

① 地域産業界への経済的効果

本研究開発の成果が、地域経済の活性化や新規雇用創出等に寄与することが期待できること。

また、グループを構成する企業間において、役割分担の内容や人的資源・技術面等の寄与度から見て、特定の企業に不利益がないこと。

② 中小企業への波及効果

本研究開発の成果により、中小企業が保有する技術の活用、技術力向上、販路拡大等の波及効果が期待できること。

(2) - 2 試作関連技術分野に関する研究開発の審査基準について

審査会は、概ね以下の項目を基に総合的に審査します。

① 試作による効果等の明確化

現在保有する技術と比較して、新たな技術の導入による試作の効果（コスト低減、性能向上、新たな機能の付加、軽量化等）が明確になっていること。また、研究開発成果の活用に関して明確であること。

② 目標・計画の妥当性

技術開発目標および事業実施計画が妥当であり、事業実施後、次のいずれかの成果が確実に見込まれること。

a) 試作品の完成

b) 特許出願（権利取得することが前提）

※ 試作品の程度は、原則下記の条件をすべて満たすものを想定しています。

ア 顧客に対し実演（デモ）が可能で、商品化の計画（販売時期、販売見込み価格、付加できる機能等）について説明出来るレベルであること。

イ デモは、単に『動く』だけではなく、従来技術・商品と比較して優位性を説明できるレベルであること。

ウ 販売に必要な規制・規格をクリアしていること。また、使用時の安全性、商品としての基本的要件に関する課題が解決されていること。

※特許出願の程度は、原則下記の条件をすべて満たすものを想定しています。

ア 特許技術が製品化・事業化における重要な要素となり、その特許技術により他者が追随するには困難であることを説明できるレベルであること。

イ 特許技術により権利化できる範囲の分析を明確に説明できるレベルであること。例えば、市場シェアを占める競合の分析（優位性、権利の棲み分け等）やパテントマップ(特許情報)分析が行われていること。

ウ 特許技術をもとにした製品化・事業化計画が説明でき、かつ実施に向けた取組が行われていること。

③試作内容の整合性

計画を遂行するための技術シーズ・知見の活用方法、試作内容が適切であり、技術開発目標と整合性が図られていること。

④事業実施の適格性

事業の実施体制実施費用が妥当であること。

※前ページに記載する 3)研究開発内容の評価 の③及び④と同義

(3)ヒアリングの実施及び質問

公募締め切り後、研究開発等選定に係る審査において、必要に応じ産業21と中小企業技術センター等の京都府関係者が共同でヒアリングを実施いたします。また、その際、資料の提出を求めることがあります。

(4)審査結果の通知

審査結果については、産業21から文書でグループの代表企業へ通知します。この審査結果に関するお問い合わせには応じられません。

V. 採 択

(1)採択通知

審査の結果、採択となった研究開発提案については、産業21から文書でグループの代表企業へ通知します。

(2)資金支援の方法

採択された提案者には、各社からの補助金交付申請に基づき各社毎に補助金を交付決定します。(補助金交付対象企業のみ)

なお、補助金交付決定により必ずしも資金支援の額が確定するものではありませんので予めご了承ください。

(3) 資金支援の内容

- ①産業21が資金支援する研究開発費用は、製品開発・事業化を図るための研究開発及び製品開発を前提とした新たな技術導入のための試作の遂行に直接必要な経費とします。
- ②本事業に係る資金支援は、各社の強みを結集してイノベーション創出を狙う中小・中堅企業を核としたグループに対して、資金を提供し、製品開発の加速化・早期事業化の達成を支援するものです。従いまして、製品販売等の確実な成果を出していただく必要があります。
- ③本事業関係者は、この趣旨を十分理解し、効果的・効率的な研究開発に資金を集中し、事業化等に最大限努めるものとします。
- ④研究開発事業の適正な進行管理を図るため、本制度の趣旨に合わない反社会的な行為や公的資金の投入にふさわしくない資金使途が判明した場合、又は研究開発の成果が期待できないと判断された時は、直ちに資金支援の打ち切り等を行います。

(4) 支払い

支払いは原則精算払いとします。ただし、必要に応じて年1～2回の概算払いを請求することができます。ただし、概算払いの請求額は、採択後に、研究実行計画やグループを構成する各企業の経費執行計画を元に協議の上決定します。また、直接人件費に関しては、すべて精算払いとします。

(5) その他

- ①採択案件は、プレス発表など必要に応じて研究開発の要約を公表します。
- ②採択案件に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、資金支援終了年度の翌年度から5年度間は保存しなければなりません。
- ③採択後は、提案企業間で、補助事業への協力や秘密保持等を定めた共同研究契約を締結していただきます。

VI. 成果

(1) 実績報告書

補助金交付決定期間終了毎に、実績報告書を提出していただきます。

(2) 成果の帰属

研究開発を実施することにより発生した特許権等の知的財産権等、成果の帰属先は、以下の3項目を遵守していただくことを条件に、提案者となります。

- ①知的財産権に関して出願・申請の手続きを行う場合、遅滞なく産業21に報告すること。
- ②研究開発実施期間終了年度の翌年度から5年度以内に事業化等による利益が生じた場合は、支援金額を上限として、本補助金の寄与率等を考慮して計算された金額を産業21に納付すること。
- ③相当期間活用しておらず、かつ正当な理由がない場合に、産業21が特に必要があるとして要請するときは、第三者への実施許諾を行うこと。

(3) 成果の事業化

成果を事業化することが最大の目標であり、グループ関係者は積極的な事業活動に努めることはもとより、京都府産業支援センター（産業21及び中小企業技術センター）が研究開発案件毎に最大限の支援をします。

Ⅶ. 中間評価・最終評価・フォローアップ評価

(1) 中間評価

研究開発の進捗状況等については、その効率的で効果的な推進に資するため、産業21と中小企業技術センター等の京都府関係者が共同で必要に応じ進捗ヒアリングにより、資金支援の継続に関する協議を求めています。その際、研究開発の大幅な計画変更と認められる場合は審査会を開催し、変更内容の妥当性や支援継続の可否について評価を行う場合があります。

また、年度末（平成23年2月頃）には外部有識者等で構成される審査会によって実施状況の評価を行います。

なお、評価の結果によっては計画変更等が支援継続の条件となる場合又は資金支援の打ち切りや支援金額の減額がされる場合もありますのでご注意ください。

(2) 最終評価

研究開発終了時には、全体計画に照らして、事業化の蓋然性、達成度等、最終評価を行い、その結果を公表します。また、事業展開に支障の無い範囲で、産業21が開催する成果発表会等へ協力していただくことがあります。

(3) フォローアップ評価（追跡評価）

フォローアップ評価（追跡評価）として、資金支援終了年度の翌年度から5年度間は、その後の事業化の進捗状況や成果の波及効果などについて所定の様式により、報告することが必要となります。

■ F A Q

Q 1：事業計画上、1年間（Bコース）で6000万円の提案をしたいが応募可能か。

A：応募は可能です。ただし、5000万円は補助金対応で、自己負担1000万円として扱います。なお、2年間（Aコース）で6000万円の提案は、支援対象経費について全額補助対象として提案可能です。

Q 2：府内中小企業A社＋他府県企業B社（京都に拠点がない）の場合でも応募は可能か。

A：応募自体は可能です。ただし、補助金の交付対象としては、A社のみが対象となります。また、この場合、A社がB社に外注は原則としてできません。

Q 3：府内中堅企業が代表企業となり、府内中小企業、大企業とのグループでも応募は可能か。

A：応募可能です。

Q 4：いずれも府内企業で、中小企業A社、中堅企業B社、B社の子会社であるC社で応募した場合、補助金交付はどうなるか。

A：補助金交付先はA社と、B社又はC社のいずれか1社になります。

※上記Q 4における「子会社」とは、本公募要領の5ページ「中小企業の範囲」において、（注2）に該当する場合を想定しています。（実質的にC社の意思決定をB社が左右していると認められる場合は上記の扱いとなります。）

Q 5：大学との共同研究や受託研究の費用は、どの費目に計上すればよいか。

A：その他経費で計上願います。

Q 6：府外企業の補助金交付要件となる、「研究所、工場等の拠点」には、営業所や事務処理のみを行っている支社なども含まれるか。

A：一般的な営業所や事務処理のみを行っている支社は含まれません。ただし、「〇〇研究所」「〇〇工場」という名称のみで判断するものではなく、提案内容の研究開発を遂行する上で必要十分なスペースと研究メンバーの体制が恒常的に整備されている場所があれば原則として拠点として扱います。

京都企業戦略的共同研究推進事業

提案書 様式

※Aコース（2年間）、Bコース（1年間）共通です。

提出書類チェックシート

■提出漏れがないか、また指定枚数内で記載されているかどうかチェックして同封してください。

テーマ名：

	チェック欄	提出書類
提出書類 (3部)	<input type="checkbox"/> 提案書(表紙) <input type="checkbox"/> 提案書概要 <input type="checkbox"/> 共同研究グループの概要総括表 <input type="checkbox"/> 研究開発内容等説明書 <input type="checkbox"/> 事業の目標及び計画 <input type="checkbox"/> 販売・普及計画説明書 <input type="checkbox"/> 提案総額内訳表 <input type="checkbox"/> プロジェクトリーダー・サブリーダー経歴書 <input type="checkbox"/> 構成メンバー一覧表 <input type="checkbox"/> 特許・参考文献等リスト <input type="checkbox"/> 提案企業の概要	(様式1:2枚) (様式2:1枚) (様式3:1~2枚) (様式4:10枚以内) (様式5:3枚以内) (様式6:3枚以内) (様式7:1~2枚、添付資料必要時追加) (様式8:2枚) (様式9:1枚~3枚) (様式10:1枚) (様式11:必要部数)
添付資料	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	CD-R 提案書の内容がすべて入力されたもの (1枚) <input type="checkbox"/> 提出書類チェックシート(1枚) (本紙) <input type="checkbox"/> 提案者の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(1部) <input type="checkbox"/> 提案者の直近の決算(営業)報告書(1期分)又はそれらに準じるもの、出資者及び出資額の一覧が記載されている書類(各3部) <input type="checkbox"/> 【様式10】の記載に対応した特許の出願書類の写し(各3部) <input type="checkbox"/> グループを構成する各企業の概要がわかるパンフレット等(各3部)

■通しページは様式1を1ページとし、提案書下中央に打ってください。

■各様式は、枚数を厳守してください。

■CD-Rは、代表企業名、テーマ名がわかるようにしてください。

記載に係る注釈事項は提案時には削除願います。

【様式1】

平成 年 月 日

提 案 書

財団法人京都産業21
理事長 石田 明 様

押印は不要です。 グループを構成する企業の連名で記載

提案者（代表企業） 中小企業又は中堅企業のみ

企業名： _____

区 分： _____

住 所：〒 _____

役 職： _____

氏 名： _____

提案者

企業名： _____

区 分： _____

住 所：〒 _____

役 職： _____

氏 名： _____

提案者

企業名： _____

住 所：〒 _____

役 職： _____

氏 名： _____

※区分の欄には、公募要領の定義により、「中小企業」「中堅企業」又は「大企業」と記載願います。
また、提案者に補助金交付対象外企業が含まれる場合は、〇〇企業の後に「交付対象外」と記載願います。

※提案者はグループの構成企業の数だけ適宜追加願います。

京都企業戦略的共同研究推進事業について、下記のとおり提案します。

記

1. テーマ名

「・・・・・・・・の製品化に向けた研究開発」

事業内容を的確に表現した簡潔な名称を記載

2. 提案事業費

	提案事業費総額 (消費税込)	内支援対象額 (消費税抜)	内支援希望金額 (消費税抜)
平成22年度	千円	千円	千円
平成23年度	千円	千円	千円
平成24年度	千円	千円	千円
合計	千円	千円	千円

※千円未満切り上げ

様式7との整合性と、税抜・税込の違いに注意してください。

年度と研究開発期間の関係や全体のスケジュール感については、I. 事業の概要(6)研究開発等期間・採択予定件数を参照願います。
また、Bコース(1年間)の場合は、平成24年度の行を削除願います。

3. 担当者(窓口)

企業名又は機関名：
住 所：〒
役 職：
氏 名：
TEL：
電子メール：

FAX：

4. 総括代表者(プロジェクトリーダー)

企業名又は機関名：
役 職：
氏 名：
TEL：
電子メール：

FAX：

5. 副総括代表者(サブリーダー)

企業名又は機関名：
役 職：
氏 名：
TEL：
電子メール：

FAX：

※留意点 提案書は、図表を含みP17の「提出書類チェックシート」に記載の枚数以内(A4判)にまとめ、ホチキス止めしてください。

【様式2】

< 提 案 書 概 要 >

代表 企業名		その他の 提案企業名	
-----------	--	---------------	--

テーマ名

研究開発期間 *1年間又は2年間、を記載*

<p>1.事業の背景及び当該分野における研究開発動向</p>
<p>2.事業の内容と目標</p> <p>(1) 内 容</p> <p>(2) 技術目標値</p>
<p>3.事業化の計画</p> <p>(1) 製品化の見通し</p> <p>(2) 事業化計画</p>

注) (1) 本提案書概要には、次頁以降の内容の要約を **1枚(A4サイズ)にまとめて記入**してください。

(2) 本提案書概要は、採択が決まった場合は公表用に使用します。

【様式4】 様式4全体で10枚以内としてください。

研究開発内容等説明書

<p>①テーマ選択 研究開発分野の いずれかを■に してください。 (参考資料1参照)</p>	<p><input type="checkbox"/> 環境・エネルギー関連技術分野 <input type="checkbox"/> ライフサイエンス・ウェルネス関連技術分野 <input type="checkbox"/> ICT関連技術分野 <input type="checkbox"/> コンテンツ関連技術分野 <input type="checkbox"/> 試作関連技術分野</p>
<p>②事業（研究開発）の背景及び当該分野における研究開発動向</p>	
<p>事業を実施する上で、提案者の強みと思われる社会的・経済的・技術的背景を踏まえ、応募テーマに関連・類似する最新の技術水準や今後のトレンド、また、国内外の研究開発動向をもとに、応募テーマとの関係や相違点について明瞭に記述してください。また、国内外他社における類似特許との関係、抵触等の可能性などについても記述してください。</p>	
<p>③研究開発の内容</p>	
<p>事業を達成するために、どのような技術・知見を活用し研究開発をどのような方法で行うのかについて、それは従来の研究開発方法に比してどこが違うのか、そこにはどのような研究開発課題があり、それを本提案の研究開発方法でどう解決するのかを明瞭に記述してください。さらに、提案技術内容が以下のいずれかに該当していることを説明してください。</p> <p>a. 新規性又は独創性があること b. 既存の技術水準等に対して、改善性にすぐれていること</p>	
<p>④ 技術目標値</p>	
<p>・グループとして、目指すべき具体的技術目標値を記述してください。 ・目標設定の根拠を明瞭かつ具体的に記述してください。</p>	
<p>⑤ 専門用語等の解説</p>	
<p>今回の提案に際して使用した専門用語・略語等について、個々に簡潔に（1件最大300文字程度まで）解説してください。</p>	
<p>⑥ 当該研究開発の代替技術</p>	
<p>今回の提案に際して代替技術があれば記入してください。また、その技術に対して提案技術の優位性、強みを具体的に記入ください。</p>	

⑦ 他の委託、補助、助成制度等への類似プロジェクトの実施もしくは申請等の状況

応募プロジェクトと関連のある研究開発課題で、国、独立行政法人、特殊法人、地方公共団体が
行う事業で過去に実施済み（3年以内）、実施中もしくは申請中及び申請予定のプロジェクトがあ
れば、「研究開発テーマ名」「関係省庁等名」「事業名」「研究開発期間」「研究資金の額」「該当代表者」
「本提案との相違点」を記入してください。

⑧ 期待される成果

成果について、IV. 審査（2）審査基準を念頭に、詳しく記述してください。
また、研究開発実施期間終了後、2年後の年度の売上高、新規雇用者数等の見通しについて、記
述してください。
（根拠となる資料を明示してください。）

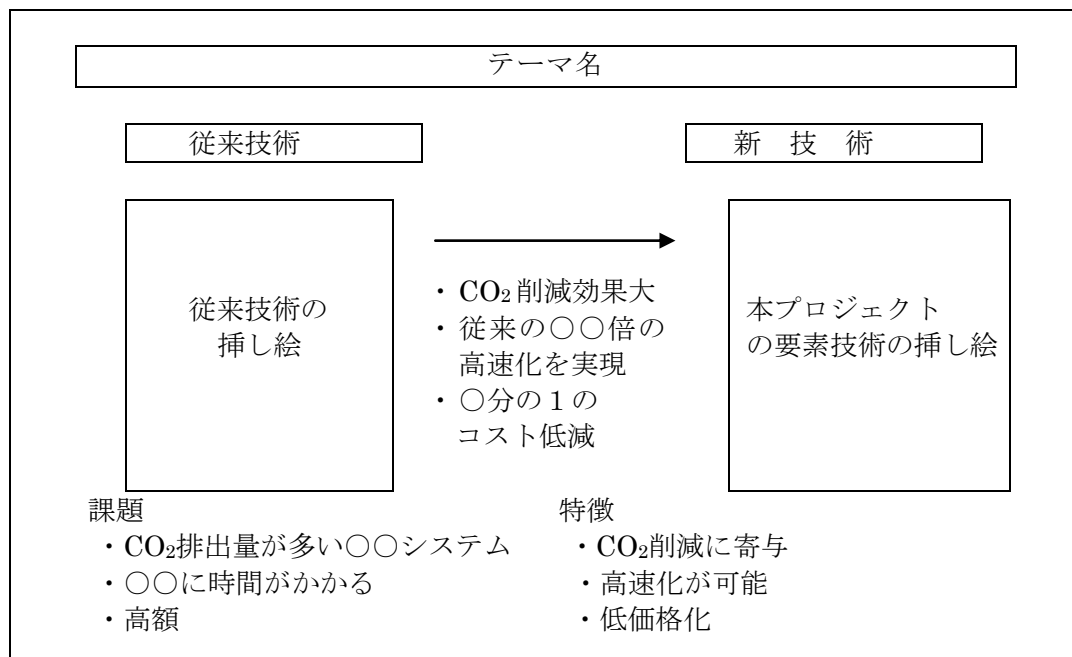
※試作関連技術分野については、今回の研究開発実施期間終了後どのような成果が期待されるの
かを詳細に記述願います。

⑨ 事業概念図

当該事業の目的・目標・方法・内容・公共性の高い用途に寄与する内容等を分かりやすくビジュ
アルに表現したプレゼンテーション資料を作成してください（A4で3枚以内）。

なお、1枚目は従来技術と本技術の違いが明確にわかる研究開発全体のポンチ絵としてくださ
い。また、2枚目以降には、要素技術等がわかるようにサブテーマも含めて記入してください。

従来技術と本技術の違いが明確にわかる研究開発全体のポンチ絵の例



⑩ 提案者間の協力関係

今回の研究開発について、以下の点について記述してください。

- ・研究開発に関してどのような役割を担うか（各社毎に記載）
- ・技術面等における、用いる強みやノウハウ等（各社毎に記載）

- ・主たる研究開発の場所（グループとして利用する共通拠点の有無や、各社の研究拠点）
※グループ構成員相互が地理的に著しく離れている場合には、具体的な連携方法を記載
- ・グループとして、これまでの共同研究契約や秘密保持に関する取り決めの有無

【様式5】様式5全体で3枚以内としてください。

事業の目標及び計画

1 事業の目標 ※Bコース（1年間）の場合は24年度の列を削除し、適宜整形願います。

	22年度	23年度	24年度
① 事業化によって達成 しなければならない 技術目標値			
② 技術目標を達成する ことによって得られ る自社での効果			
③ 技術目標を達成する ことによって得られ る社会での反響、波 及効果			
④ 予想される競合や社 会の技術進捗度			
⑤ 予想されるニーズ・ 市場の成熟度 (億円)			
⑥ 知的財産権活用計画			

注) 別添資料として、統計資料やグラフをつけていただいても構いません。

【様式 6】 様式 6 全体で 3 枚以内としてください。

販売・普及計画説明書

① 予想される市場規模及び市場占有率	<p>想定する市場における競合製品等に対する本製品等のシェアの推移を見通し、優位性の根拠を製品価格及び性能等から記述してください。</p> <p>また、想定される市場規模及び本製品の市場占有率を記述してください。さらに、本製品の市場の特色を記述してください。</p> <p>※コンテンツ関連技術分野、試作関連技術分野については、今回の研究開発の成果を活用することで、最終的に市場に与える影響を極力数値で示すようにしてください。(例：成果活用による制作・製造コスト削減率や、作品への新たな付加価値付与によるシェア率アップの想定値など)</p>
② 製品化及び販売の明確化	<p>研究開発事業の結果、製品化と販売が明確になっていることを記述してください。</p>
③ 販売計画	<p>販売計画を、生産・販売・市場獲得などの具体的な事業内容を反映して、記述してください。生産・販売の一部又は全部を構成企業で行わない場合は、他との協力関係を記述してください。</p>
④ 販売・普及のスキーム図	<p>研究開発完了後に想定される製造・販売ルートを、仕入先・外注先・販売先・ユーザー企業と関連させ、最終的には公共性の高い用途に繋がることを A 4 判 1 枚以内で図示・説明してください。また、説明には以下の点を必ず加えてください。</p> <p>ア 製造・販売、各々の段階で、構成企業の各社がどのような役割を担うのか(想定で結構ですが、可能な限り詳細に記載願います。また、研究期間中のみ参画する企業がある場合でも、その後の関係について記述願います。)</p> <p>(説明例)</p> <p>A 社・・・(製造開始後) A 社保有の特許を B 社に譲渡 (販売開始後) 当該技術に係るコンサルティングを必要に応じて B 社に行う。</p> <p>B 社・・・(製造開始後) A 社から特許を譲り受け、グループ外企業への外注により生産、C 社からは部品供給契約締結 (販売開始後) B 社製品として同社の販売ルート活用。C 社とは部品の保守契約</p> <p>C 社・・・(製造開始後) B 社とは部品の供給について契約予定 (販売開始後) B 社と C 社供給部品について 1 年間の保守契約予定</p> <p>イ 構成企業間における成果配分についての基本的な考え方を記載してください。</p>

【様式7】 ※Bコース（1年間）の場合は24年度の列を削除し、適宜整形願います。

提案総額内訳表

(単位：千円)

項 目	22年度	23年度	24年度	総 額
(支援対象経費：消費税抜)				
① 材料費・消耗品費				
② 設備費				
③ 直接人件費 (研究補助員、臨時雇用者除く)				
④ 外注費				
⑤ その他直接経費				
小計 (税抜)				
消費税込合計額 (A)				
(支援対象外経費：消費税込)				
⑥ 旅費及び交通費				
⑦ その他人件費				
⑧ その他間接経費				
消費税込合計額 (B)				
総合計 (A+B)				

1点2000万円以上の設備調達（市販品購入だけではなく、自社や外注による改造・組立により、同程度の資産価値のある機械装置・実験用プラント等を構築する場合も含む）がある場合は、

- ① 設備の名称（メーカー名、型番も想定するものがあれば記載）
- ② 使用目的や当該研究で購入が不可欠な理由
- ③ 所要経費見込額
- ④ 予定設置場所
- ⑤ グループの中で調達の主体となる企業と当該設備を利用する企業を記載し、添付資料として添付してください（様式自由）

【様式 8】

プロジェクトリーダー・サブリーダー 経歴書

氏 名		生 年 月 日	年 月 日 (歳)
① 所属・役職名			
② 学位〔授与機関〕 〔学 位〕（博士・修士・学士・なし）←○印を付す。 〔取 得 年〕 〔専 攻〕			
③ 経歴（年数がわかるように記載してください）			
④ 自社におけるプロジェクト経歴（5件以内）※1社単独開発でも記載していただいて結構ですが、他機関との共同研究プロジェクトの経験がある場合は優先的に記載願います。 (記入例)			
プロジェクト名		連携先	
.....の研究		固有名詞ではなく、「他の企業2社」「〇〇大学」等を記載	
*****の研究開発			
⑤ 当該研究開発のリーダーとしての適格な理由（事業化に対しての経験等）			
⑥ 現在までに本人が発明者となっている特許リスト（5件以内） (記入例)			
特許登録番号	名 称	当該研究関連	
***	***装置		
...の方法	○	
注) 当該プロジェクトに関する場合は○を記載（様式10との整合性に注意願います。）			

注) プロジェクトリーダー、サブリーダー各々について作成してください。

【様式9】

構 成 メ ン バ ー 一 覧 表

研究員氏名	年齢	所 属	学位	役 割 分 担	関与時間/週
				プロジェクトリーダー	
				サブリーダー	
				〇〇〇〇の開発	
				〇〇〇〇の開発	
				〇〇〇〇の市場調査	
				アドバイザー	

【様式10】

特許・参考文献等リスト

事業化に必要な出願済みの特許等を記入してください（出願準備中を含む）。

整理 番号	発明の名称	出願番号 (出願年月日)	出願人	発明者	登録番号	備考

注) 主要なものについて特許等の出願書類の写しを最大3件、添付資料として提出願います。

なお、出願準備中の特許等については出願書類を添付する必要はありません。

【様式 1 1】 本様式は添付資料扱いとして各企業が個々に提出することも可能です。

提案企業の概要（企業 1 社ずつ作成）

企 業 名			
資 本 金	百万円	従業員数	人
創 業	年	研究員数	人
他機関との共同研究 経験（過去 3 年）	件	本公募要領によ る企業区分	「中小企業」「中堅企業」「大 企業」のいずれかを記入
参加団体	***学会 ...協会 など（主要5ヶ所以内を記入）		
過去 3 年間 参 加 研 究 会	***研究会 ...プロジェクト など（主要5件以内を記入）		

「中堅企業」で直近の決算の売上高が 400 億円を超える場合は、下記「財務状況」の過去 3 年の決算の売上高の合計の平均額を併せて記入

財務状況

（単位：百万円）

	/	/	/
① 売上高 （当期収入合計額）			
② 経常利益 （当期収入合計額 - 当期支出合計額）			
③ 当期利益			
④ 減価償却費			
⑤ 純資産の部合計 （正味財産の部合計）			
⑥ 研究開発費			

注) 直近 3 期分の数値を記入してください。

財務状況説明

参考資料

以下はあくまでも例示であり、提案可能な技術・製品・システムを特定するものではありません。

①環境・エネルギー関連技術分野

ビジネス分野	技術・製品・システム
エンド・オブ・パイプ(公害対応)	大気汚染測定・防止、水質汚濁測定・防止、汚染土壌計測装置・汚染土壌浄化、合併処理浄化槽
廃棄物の適正処理	廃棄物焼却場、中間処理施設及び最終処分場、有害廃棄物処理
廃棄物の減量・有効利用(5RE)	Refine(分別・分解)、Reduce(減容・減量)、Reuse(再使用)、Recycle(再資源化)、Reconvert to Energy(燃料化)
エコ・マテリアル	生分解性樹脂、生分解性潤滑油、酸化チタン(光触媒)、水素貯蔵、非スズ系船底塗料、植物性インク
環境調和型施設(住宅)	環境共生住宅、高気密・高断熱の省エネ住宅、屋上・壁面緑化、中水道、雨水利用
建築構造物の長寿命化、再利用促進	改修・補修、不燃素材、古材活用
環境配慮型製品	エコ・プロダクツ、エコ・グッズ、自然素材を活かせる伝統的なものづくり
新エネルギー	自然エネルギー(太陽光、風力等)、水素エネルギー、バイオマス、廃棄物エネルギー
省エネ&省資源エネルギー	低公害車、コージェネレーションシステム、ヒートポンプ、排熱・未利用エネルギー活用システム、節電機器
自然修復・復元	緑化・植林事業、ビオトープ、多自然型河川・自然共生型河川改修、土壌改良、農地改善、山里の回復、自然環境保全型農業

② ライフサイエンス・ウェルネス関連技術分野

ビジネス分野	技術・製品・システム
ライフサイエンス関連	疾患の予防・健康管理、診断・計測、治療・再生・生体機能代替を可能とする等、医療の高度化に繋がる材料や機器の開発(ただし、動物専用医療機器は除く)
ウェルネス関連	○健康創出・ヘルスケア・QOL(生活の質向上)に寄与する機器や機能性材料等の開発 ○心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある老人または要介護者、心身障害者の日常生活上の便宜を図るための用具や機能訓練のための用具・補装具

③ ICT関連技術分野

ビジネス分野	技術・製品・システム
通信業、放送業、情報サービス業、情報通信関連製造業、情報通信関連サービス業、情報の生産、加工、蓄積、流通、供給を行う業並びにこれに必要な素材・機器の提供等を行う関連業	半導体、ストレージ・メモリ、コンピュータ、ネットワーク(高速化・大容量化、光ファイバー等の伝送路技術、伝送方式等)ユーザビリティ(表示デバイス技術等)及びソフトウェア

④ 試作関連技術分野

製品開発を前提とし、新規技術の導入のための試作に関連するもの。なお、新規技術の導入とは以下に例示する内容を含みます。また、既に基本的な機能を確認した1次試作品等が完成した後の、最終的な製品化に向けた生産技術開発も対象とします。

(例)

- ・コストを低減 ・現在保有する技術の性能向上 ・新たな機能の付加 ・軽量化
- ・少量多品種の試作品開発を効率的に開発するための基盤技術の向上を目指すもの

⑤ コンテンツ関連技術分野

ビジネス分野	技術・製品・システム
さまざまなメディア上で流通する、映像・音楽・ゲーム・図書など、動画・静止画・音声・文字・プログラムなどの表現要素によって構成される情報の内容によって対価を産み出す産業	コンテンツの制作、流通・管理、消費・受容する過程で用いられる技術全般 (例) 著作権管理技術、ネットワーク技術、アーカイブ技術、DB技術、音声合成・音声認識、圧縮技術、WEBテクノロジー、人工知能、個人認証技術、ユーザーインタフェース技術、3DCG技術、立体映像技術、検索技術、蓄積メディア技術、コンテンツ評価